

議 案 名	富士見市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	地方自治法の一部改正に伴い、富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）が引用している同法の規定に条ずれが生じるため、条例の当該改正箇所を改めるものです。
制 定 内 容	第5条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものです。
施 行 日	令和6年4月1日

富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>